

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東 海)

都市自治体が厳しい財政状況の中、地域特性や住民ニーズに即応し、個性豊かで魅力と活力に満ちた地域社会を形成し、様々な行政課題に的確に対応していくためには、自らの政策を自らの財源で実施できるよう地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方制度改革の推進について

都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。また、道州制導入を含めた地方制度改革の推進や特別自治市などの新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

2. 地方財政の充実強化について

- (1) 少子高齢化の影響により税収減が見込まれる中でも、コロナ対策やデジタル化推進等の行政サービスを維持するために財政支援を継続・拡充すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る備品・消耗品等の追加購入及び更新の必要があるため、また、コロナ禍が長期化する中、感染拡大防止策と経済の回復を着実に進めるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、制度を継続、拡充するとともに、可能な限り自治体にとって使いやすい制度とすること。
- (3) コロナ禍に加えてウクライナ情勢の影響等による原油価格・物価高騰対応分について、都市自治体が時機を逸することなく機動的に対応できるよう交付金の追加配分による継続的な財政支援及び今後の状況に応じた新たな支援策を講じること。
- (4) 地方交付税の財源不足については、特例的な臨時財政対策債に頼らず、法定率の引上げ等の必要な措置を図ること。
- (5) 国が自ら行う施策や制度改正等に基づく施策及び事業における地方の財政負担分については、地方交付税措置にとどめることなく、地方負担が発生しないよう国庫補助金等の財源補てんの仕組みを構築すること。
- (6) 国の政策に呼応した地方の公共事業については、地方の債務を減少し、財政健全化

を促進するため、起債に限定することなく、広く交付税措置するなどの支援制度を構築すること。

- (7) ふるさと納税を活用して温室効果ガスの吸収や炭素固定に寄与する人工林の木材利用を促進するため、返礼品のあり方として、植林から伐採、加工まで一貫して産地で行われる木材や、家具をはじめ高額な木材製品について、弾力的な認定を行うこと。
- (8) 国が令和4年内を目途に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）を策定するに当たっては、新たな戦略の期間に合わせ地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期間を延長すること。
- (9) 地方法人税については地方交付税の財源とされているが、法人住民税割税率の引下げにより、都市自治体に取り組む企業誘致の推進等による地方税収入の確保への効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率の引下げにより法人住民税割税率の引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みの検討を行うこと。
- (10) 耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に対する固定資産税の減額措置について、現行制度で令和4年度末までとされている改修工事の完了期限を、国の耐震化率の目標に照らして少なくとも令和7年度末まで延長すること。
- (11) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (12) 令和5年度税制改正等において、経済対策等の政策的な減税措置を講じる場合は、地方の意見を十分反映した上、地方財政に影響を及ぼすことがないように、減税措置による減収に対しては確実に全額国費で補填すること。

また、財政措置に当たっては、交付等の基本スキームについて、早期の情報提供を図ること。

- (13) 都市自治体が設置する確定申告相談会場に関する事務経費について、新たな補助制度を創設するなど、財政支援策を講じること。

3. 国補助金等の交付時期の明確化について

国の補助金等の交付決定時期の変更や情報不足等により、補正予算措置した予算の年度間での組替えを余儀なくされる事態が生じているため、制度に関する情報を迅速に提供するとともに、交付決定時期や対応の変更については、特段の配慮の下、慎重に対応すること。

4. 合併特例事業の地方財政措置に係る経過措置の設定について

合併特例債について、新型コロナウイルス感染症等の影響により計画期間内の事業完了が困難となる場合には、発行可能期間までに着手した事業かつ、計画期間終了から5年以内に完了する事業であれば、発行可能期間と同様の地方財政措置を講じる経過措置を設けること。

5. 国有資産等所在市町村交付金の使用実態等に応じた交付金対応について

国及び地方公共団体が所有する固定資産の使用の実態又は公共施設等との受益関係が、私人の所有する固定資産と全く同様の場合であっても、管理形態が「指定管理」や「業務委託」等の場合においては国有資産等所在市町村交付金の対象外とされているため、管理の形態ではなく使用の実態、受益の関係に応じて対応すること。

6. 地方創生推進交付金について

地域再生計画の認定に基づく地方創生推進交付金について、地域の実情に応じ効果的に活用できる制度となるよう諸要件を緩和し、事務の簡素化等更なる制度の見直しを講じること。

7. 地方創生移住支援事業の要件緩和について

地方創生移住支援事業については、東京圏への過度な一極集中の是正を目的として創設された制度であることから、移住元に関する東京23区内に限定された要件を緩和すること。

8. 都市自治体のデジタル化の推進について

- (1) 社会全体のデジタル化の更なる推進を図るため、必要な支援や十分な財政措置を講じること。
 - (2) デジタル化の実装が広く浸透するには相当な期間を要するため、地方交付税の算定項目「地域デジタル社会推進費」の算定期間を延長すること。
 - (3) デジタル化推進に当たり世界的な半導体不足により電算機器の調達に支障が生じているため、半導体の安定供給に向けた早急な対応策を講じること。
 - (4) 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に関して、導入時の費用が高額となるが、国策により実施する事業であるため、現在措置されている一部経費への補助ではなく全額補助対象とすること。
 - (5) 都市自治体の負担を軽減しつつ標準準拠システムへ計画的かつ円滑に移行し、社会全体のDXの動きを一層加速させていくためにも、地方公共団体情報システム機構に造成された基金に係るデジタル基盤改革支援補助金の確実な財源確保及びシステム移行に係る必要経費について、人口規模によらない支援制度とし、補助金を増額するなど財政支援を拡充すること。
 - (6) 地方公共団体情報システム標準化対象20業務に密接に連携するシステムについての範囲や考え方を示し、これらをガバメントクラウドの利用対象として加え、システム移行費用を補助対象とすること。
 - (7) 地方公共団体情報システム標準化等、デジタル化による日常生活の変化について国民に分かりやすく周知した上で、デジタルデバйд対策に努めること。
- ## 9. マイナンバーカードを活用した施策の更なる展開及び情報共有の徹底等について
- (1) マイナンバーカードの更なる普及のため、市民等にとって魅力的な施策を展開する

とともに、事前に詳細な情報を都市自治体等と共有することはもとより、新たな施策の展開に当たっては、都市自治体等からの意見等を参考とすること。

(2) 令和５年度以降も引き続きマイナンバーカード関連事務が円滑に遂行できるよう財源となる国庫補助金を継続するとともに補助対象経費等について早期に明示すること。

(3) マイナンバーカードの更新手続きについて、オンラインで行えるようにすること。

(4) マイキープラットフォームを活用した自治体マイナポイント事業に関して、今後も安定的なプラットフォームが必要であることから、国による情報基盤システムの維持管理を継続すること。

1 0．人口減少対策に係る国にしかできない新たな施策の展開及び人口の自然減対策に係る支援制度の創設について

(1) 子育てを社会全体で支える制度など、人口減少対策に係る国にしかできない新たな施策を速やかに展開すること。

(2) 相当長期的に取り組む必要がある自然減対策に柔軟に活用できる地方財政への支援制度を創設すること。

1 1．人事院が定める地域手当支給地域について

人事院が定める地域手当の支給地域について、市町村単位ではなく生活圏等の実態を反映したより広域的な単位で指定すること。また、地域手当の支給率の見直しについては、社会経済状況の激変への対応を図るため、２年から３年ごとに見直しを行うこと。

1 2．多文化共生施策の推進について

外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できるよう社会統合政策の推進に必要な法整備を行い、都市自治体が実施する施策に対して柔軟性の高い継続的かつ十分な財政支援を行うこと。加えて省庁横断的な司令塔機能を有し、実効性のある多文化共生政策を強力に推進できる体制を整備すること。

1 3．戦没者慰霊碑等の安全対策に係る支援の拡充について

老朽化した戦没者慰霊碑等の安全を確保するため、「国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金」の交付対象を全ての慰霊碑、全ての実施主体とし、補強補修も補助対象とするなど支援を拡充すること。

1 4．消費生活相談体制の確立について

消費者の安全・安心の確保に向けた取組に対する財政措置として地方消費者行政強化交付金の所要額を確保するとともに、消費生活相談員を安定して雇用できるよう、原則７年間となっている当該交付金の活用期間を延長するなど、継続的な財政支援策を講じること。

1 5．犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財源措置

並びに都道府県警察等との情報共有制度の創設について

- (1) 地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る財政支援措置を講じること。
- (2) 円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が都道府県警察等と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設すること。

1 6．統計調査に係る調査方法の見直し又は調査員の確保について

各種統計調査の実施に当たり、調査環境の変化に伴う調査員調査の困難性の拡大、調査員の高齢化、確保難等を踏まえ、郵送による調査の実施や国・県の一括した民間事業者業務委託による調査若しくは調査員報酬費の引上げを行う等、調査方法の見直し又は調査員確保対策の充実を図ること。

1 7．財産区議会議員選挙における供託金制度の適用除外について

議員のなり手不足が課題である財産区議会議員選挙においては、立候補への意欲を低下させる要因となる供託金制度を適用除外とすること。

1 8．衆議院（小選挙区選出）議員選挙の区割り見直しについて

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、公職選挙法により規定されているが、市区町村によっては複数の選挙区に分かれており、選挙事務の非効率を招いているため、区割りを見直し、市区町村内においては単一の選挙区とすること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化について

(東 海)

多大な被害が想定される南海トラフ地震をはじめ、台風や頻発する局地的豪雨対策とともに、建設残土に起因する盛り土等による土石流災害対策などの強化は一層の急務となっており、様々な自然災害などから住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

- (1) 国土強靱化に向けた防災・減災対策等の予防防災及び富士山火山砂防事業をさらに推進すること。特に、土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂池等の整備を重点的に進めるとともに、富士山が噴火した際の緊急的な減災対策を図ること。
- (2) 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの防護施設を早期に整備すること。また、防潮堤・海岸防災林の盛土整備については、治山事業（海岸防災林造成事業）の更なる予算の確保を行うとともに、財政措置の拡充を講じること。

2. 南海トラフ地震臨時情報発表時における災害救助法の適用と公的機関等の対応方針の検討について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の事前避難対象地域を有する各市町村の避難対策の実効性を高めるため、災害救助法の適用と臨時情報発表時の学校や病院などの公的機関等の対応について一律的な方針を示し、所管省庁において関係機関への周知徹底を図ること。

3. 河川改修事業等の推進について

- (1) 流域治水への取組として、小河川等の改修や内水ポンプ施設整備、流域貯留浸透事業を実施できるよう、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和するとともに、継続的かつ安定的な河川維持管理事業を推進すること。
- (2) 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防整備など河川改修を重点的に推進するとともに、準用河川改修事業の予算確保と補助対象要件を緩和すること。

また、準用河川では、水位計の設置が進んでおらず避難の状況判断など洪水時の状

況把握が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備に対する財政支援を行うこと。

- (3) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による河川改修事業等の事前防災対策の推進を強力に図ること。
- (4) 事前防災・減災対策を強力に推進するために、治水事業に必要な予算を確保すること。
- (5) 各地で治水事業の停滞による弊害が生じていることから、ハード対策や老朽化対策に必要な全体事業予算の確保を図ること。また、一級河川雲出川中流部の整備については、流域関係者が協働して流域全体で被害を軽減させる流域治水としての対策を進めるに当たり、堤防・遊水地整備及び整備に伴う地役権設定や特定都市河川の指定など、ハード・ソフト一体となった事前防災対策に取り組むべき体制の強化を図ること。
- (6) 天竜川の治水対策及び遠州灘における侵食対策のため策定されている「天竜川流砂系総合土砂管理計画」における「ダム貯水池機能の維持・確保と土砂移動の連続性の確保」、「河道掘削による治水安全度の維持・確保」、「土砂移動の連続性の確保と海岸防護機能の維持・確保」を着実に推進すること。
- (7) 一級河川雲出川に係る改修については、雲出川水系河川整備計画に基づき、本川・支川の河川改修事業を強力に推進すること。
- (8) 防災・減災対策としての効果はもとより、地域活性化への大きなストック効果も期待されることから、津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業については、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を含めた予算を確保し、令和5年度の完成に向け着実な整備推進を図ること。

4. 治水対策への財政支援について

都市自治体が計画的に河川整備等の治水対策を進めていくため、計画事業量に見合う所要額の確保及び継続的に安定した財政支援を講じること。

5. 緊急防災・減災事業債制度の恒久化について

防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業制度を恒久化すること。

6. 建設発生土の処理に係る法整備について

建設工事等の際に発生する建設発生土について、搬出元が複数の都道府県、市町村にまたがるが多く、搬出元に規制を加えることができないことから、土砂の搬出元、運搬及び搬入先において、罰則強化を含めた統一した抑止力のある法整備を行うこと。

7. 復興まちづくり、住宅再建に関する財政・技術支援について

被災地の復興事業を行う上で、被災者が住み慣れた地域に安心して戻れるよう住宅再建及び早急な復興のために都市自治体が行う用地取得やライフラインの復旧等に

対する、技術的助言や財政支援を行うこと。

8. 大規模災害発生時に備えた地方出先機関の体制充実について

頻発する大規模自然災害の脅威・危機に即応するため、災害発生時に地方自治体などを支援する地方出先機関の体制の充実・強化と人員の確保を図ること。

9. 部分的に補強する耐震改修制度の創設について

木造住宅耐震化を促進するためには、住宅所有者の経済的な負担軽減が必要であり、それには寝室などを部分的に補強する耐震改修制度を創設するなど、耐震改修等への財政措置を拡充すること。

10. 消防設備整備に係る充実強化について

(1) 大規模災害に的確に対応するため、緊急消防援助隊や常備消防力等の充実強化に関する整備費用について、国庫補助対象範囲の拡充及び予算の所要額確保等、財政支援を拡充すること。

(2) 消防活動に支障が出ないように、消防本部と出場隊との無線交信に支障を来している東海北陸自動車道トンネル内にアンテナを設置する等、消防無線不感地帯の改善整備を講じること。

11. 住宅用火災警報器の新規設置及び更新に係る補助制度の創設について

住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の新規設置及び本体交換費用に要する新たな補助制度を創設すること。

12. 生活基盤施設耐震化等交付金の財政支援の拡充及び採択基準の緩和等について

水道施設等の耐震化や老朽化対策を図るための生活基盤施設耐震化等交付金について、交付率の引上げ及び採択基準の緩和と、交付要件の柔軟な対応を図ること。

13. 庁舎建替え等に係る財政支援制度の創設について

都市自治体の庁舎は、大規模な災害が発生した場合、災害に係る膨大な情報が集中する復興の拠点施設として存続が最優先されるべき施設であることから、被災後に緊急的に特別交付税等の財源措置を行うよりも、予防的な措置として免震構造を備えた庁舎や災害対策拠点機能を有する施設の建設に対する財政支援制度を創設すること。

14. 森林法第10条の8の規定による届出先の変更（権限の変更）について

森林法第10条の8（伐採及び伐採後の造林の届出等）の規定による市町村長への届出を、都道府県知事への届出に変更すること。なお、地域の実情に応じて市町村による対応を可能とするよう柔軟に対応すること。

福祉・保健・医療施策の充実強化について

(東 海)

誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、地域医療の確保や少子化対策をはじめとした福祉・保健・医療施策の一層の充実強化と切れ目ない支援施策が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 原油価格・物価高騰等に伴う子育て世帯、生活困窮者及び社会福祉施設等への支援について

- (1) 子育て世帯や物価高騰に直面する生活困窮者に対し、地域の実情に応じたきめ細かな支援の強化充実を図ること。
- (2) 公的価格で運営している保育施設、高齢者施設、障がい者施設等の運営は、物価高騰等による経費増加分の利用者負担への転嫁が困難であるため、施設運営に支障を来さないように、公的価格の臨時的な改定を実施すること。
- (3) 社会福祉施設等の整備費に係る国庫補助金基準単価を増額する等の支援策を拡充すること。

2. ウクライナ避難民に対する支援金に係る所得税の特例措置について

ロシアの軍事侵攻によるウクライナ避難民に対して自治体から給付されている生活費等の支援金について、非課税とすること。

3. 国民健康保険制度について

- (1) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、他制度との公平性を図った上で、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、更なる国費の投入など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。
- (2) 都道府県単位化による国民健康保険制度の持続可能性確保のため、都道府県が中心的な役割を果たす制度運用とすること。
- (3) 小学生以上の者に対する医療費の現物給付化などの地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。
- (4) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。

- (5) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の施行に当たっては、医療保険制度間の公平性確保と子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。

4. 介護給付費財政調整交付金について

過少交付となった介護給付費財政調整交付金について、全額を追加交付し、追加交付申請期限を延長するよう制度改正を講じること。

5. 地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

- (1) 地域医療体制を確保するため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成について、必要な対策を講じること。また、地方公立病院が地域の基幹病院としての機能を確保するため、必要な診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。
- (2) 地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう、へき地医療勤務の義務化、地域の基幹病院へのローテーション体制や派遣体制の確立、過疎地域での地元出身医師の養成（大学医学部における地域枠制度の維持）、医学部の偏在の解消と定員の増、新規診療所開設への助成など、地域の医療格差を縮小する取組に対し、一層の支援を行うこと。
- (3) 新専門医制度において、医師の地域偏在の根本的解決を図るため、地域の実情を踏まえた制度となるよう、日本専門医機構及び関係学会に対して実効性のある対応を求めるよう働きかけること。
- (4) 医師の働き方改革について、時間外労働の上限規制の適用は医師の労働環境の改善及び地域の定着につながるが、引き続き地域の医療が十分に確保されるよう、地域の実態を踏まえて慎重な検討を行うこと。
- (5) 病院等における薬品等の材料費や医療機器等の購入に係る消費税負担は、社会保険診療報酬等に反映されているとなっているが、保険診療における費用負担は十分ではなく病院等の負担は増額しているため、医療に係る消費税制度の抜本的な見直しを図ること。

6. 介護支援専門員について

- (1) 介護支援専門員の資格更新時における研修時間の短縮や資格有効期間の延長等、負担軽減策を講じること。
- (2) 地域包括支援センターにおける指定介護予防支援業務を実施する職員の資格要件を緩和すること。

7. 認知症患者への損害賠償請求支援制度について

認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求に対し、国による統一した支援制度を創設すること。

8. 障がい者の地域生活支援拠点等の機能強化に向けた施設整備に係る財政支援の拡充について

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた地域生活支援拠点等の機能強化に向けた施設整備計画を着実に推進できるよう、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の増額及び拡充を行うこと。

9. 安定的な相談支援を提供するための基本報酬の充実について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業所並びに児童福祉法に基づく障害児相談支援事業所を安定的に運営し、質の高い計画相談支援並びに障害児相談支援を提供することができるよう、基本報酬の充実を図ること。

10. 障がい者福祉の充実・支援について

- (1) 障がい者（児）の歯科健診、歯科治療に取り組む病院・歯科診療所の更なる充実を図るため、障がい者加算等の診療報酬を大幅に増額すること。
- (2) 重度訪問介護等の訪問系サービスを含む障害福祉サービスに係る費用について、基礎自治体間において負担が偏らないよう、国庫補助負担基準を見直すこと。

11. 加齢性難聴者への支援について

加齢による軽度・中等度の難聴者の日常生活の質の向上と社会参加の阻害防止を図るため、実態の把握とともに補聴器の購入経費について助成制度を創設すること。

12. 子ども医療費助成制度の創設について

全国の自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、自治体の財政状況によることなく等しく助成を受けることができるよう、国の責任において全国統一基準による制度を創設すること。

13. 教育・保育の公定価格の見直しについて

教育・保育施設等、すべての施設が安定的に運営できるよう、地域の実態や物価高騰等の社会情勢を十分に踏まえた公定価格を適切に設定すること。

14. 保育所等整備交付金の対象拡大の継続について

保育所等整備交付金について、「新子育て安心プラン」の期間後の令和7年度以降も引き続き民間事業者を交付対象とすること。

15. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴う保育希望者の増加により、認定こども園の施設整備がさらに必要となるため、地方交付税措置に加え、認定こども園の施設整備に係る補助制度の一本化に当たっては、補助率を「保育所等整備交付金(新子育て安心プラン)」に合わせ2/3とすること。
- (2) 幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園預かり保育需要の増加に対し、1号認定及び2号認定の公平性を確保するため、幼稚園預かり保育に対する支給限度額の上限を引き上げること。

- (3) 幼児教育・保育の無償化において、3歳以上の子どもの無償化開始年齢が利用施設によって異なるため無償化開始の年齢を統一すること。
- (4) 多子世帯の保育料軽減は、在園児に兄弟姉妹がいる世帯はすべて、年齢にかかわらず、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とするよう制度を改正すること。
- (5) 年度途中に増加する0歳児の入所希望に対応するための保育士を、年度当初から配置するための経費について補助制度を創設すること。また、外国人児童や障がいのある児童を一定数受け入れる保育所に対して財政支援を行うこと。

1 6．保育士・幼稚園教諭資格者の確保について

全国的な人材不足が続く保育所等の現場において、適切な保育を提供するために必要な職員を確保できるよう、安定した人材供給につながる大学等の養成機関への支援を行うこと。また、有資格者の就業継続につながるよう、幼保の資格の一本化を早期に進めること。

1 7．保育士の確保について

保育人材確保のため、保育士資格、幼稚園教諭免許の取得を促進する保育士修学金貸付制度の貸付期間を拡充すること。

1 8．放課後児童健全育成事業の補助基準について

育成支援の質を確保するため、補助基準額をクラブ運営経費に見合うよう増額すること。また、年間開所日数200～249日のクラブの児童数に応じた区分をさらに細分化して、補助基準額を設定すること。

1 9．放課後児童健全育成事業における学校の余裕教室等の活用に関する建築基準法等の緩和について

学校の余裕教室等を活用する際には建築基準法等による規制として用途変更に伴い耐火性能が必要となるなど、施設整備に多額の財政負担を要することから、新放課後子ども総合プランを推進していく上で障壁となっている建築基準法及び建築基準法施行令の規制緩和を行うこと。

2 0．児童虐待対応体制の強化について

児童虐待に対する迅速な対応及び情報共有を図るため、要保護児童等に関する情報システムの自治体への早期導入・接続を働きかけること。

2 1．社会的養育経験者の自立支援の拡充について

社会的養育経験者の自立支援について、施設等の退所後に支援を受けていない児童についても、困難に直面した際に早期に支援が受けられるよう、出身施設からの支援も選択肢の一つとできるようなアフターケアの更なる拡充を行うこと。

2 2．不妊治療に係る患者負担への支援の充実について

不妊治療における医療保険適用後においても自己負担額に対する助成を継続する

とともに、先進医療の保険適用について制度を拡充すること。

2 3. 歯周病検診の対象者の拡大について

歯周病を予防するため、歯科検診の受診機会を増やすよう、健康増進法に基づく歯周病検診の対象年齢を引き下げ、5歳刻みとするとともに、新たに妊産婦を加え、検診対象を拡大すること。

2 4. 予防接種事業について

- (1) 小児を対象とした、おたふくかぜ予防接種について、早急に国の負担による定期接種に位置付けること。また、それまでの期間は、国において財政措置を講じること。
- (2) 風しん予防に向けた抗体検査及び予防接種に関する助成制度を拡充し、抗体検査から予防接種まで一貫した財政措置を講じること。

特に、先天性風しん症候群（CRS）対策である「妊娠を希望する女性及びその配偶者並びに妊婦の家族等」に対する予防接種への助成制度の拡充を優先すること。

- (3) 高齢化の進展による带状疱疹患者の増加が示唆されており、長期療養を要する带状疱疹の予防接種について、支援制度を創設すること。

2 5. 成年後見制度の報酬等に係る扶助費の支給について

生活保護受給者で成年後見制度を利用している者に対して、後見人に支払う報酬相当額を扶助費として支給すること。

2 6. 民生委員・児童委員制度の見直しについて

民生委員・児童委員を将来にわたって安定的に確保するため、民生委員・児童委員を支える仕組みづくり、委員報酬の有償化などにより、持続可能な制度となるよう抜本的な制度の見直しを行うこと。

2 7. 無料低額調剤について

生活困難者が無料又は低額な料金で調剤を受けられるよう、院内処方だけでなく、院外処方を担う薬局についても、第二種社会福祉事業（無料低額診療事業）の対象となるよう法整備を行うこと。

2 8. アスベストによる健康被害対策について

- (1) アスベスト健康被害に関しては、国の責任において、中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムを構築すること。
- (2) 住民自らが適切に健康管理を行うために必要なリスク情報を開示すること。

都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化に

ついて

(東 海)

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤及び生活環境整備の充実強化が求められている。

また、地域の発展、雇用の創出のために産業振興施策の推進が必要である。

加えて、２０５０年のカーボンニュートラルへ向けて、脱炭素化を社会全体で実現していくための施策の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．社会資本整備への支援について

- (１) 道路整備及び市街地再開発事業等における社会資本整備総合交付金について、社会資本整備が計画的に進捗するよう社会経済状況や地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、都市自治体にとってさらに活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。
- (２) 南海トラフ地震等の大規模災害の発生や社会資本ストックが今後急速に老朽化することに備えて、総合的かつ計画的に事業を推進するため、社会資本整備総合交付金等事業に係る交付金の適切な配分と拡充を図ること。
- (３) 土地の取得に必要な不動産鑑定評価及び分筆登記に係る経費を、補助対象とすること。

２．道路橋梁事業の促進について

- (１) 高速道路等の跨道橋については、当時の道路公団が建設し地元市町村に移管されたものであるが、補強・補修工事に当たっては、高速道路上での作業や交通規制など専門性を有するため、高速道路会社の積極的な対応と技術的支援について働きかけること。
- (２) 地域の発展と緊急輸送路の機能強化や救急医療活動の支援など安全・安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。
- (３) 慢性的な渋滞緩和、地域経済活動の活性化、災害に強い道路ネットワークを構築するため、伊豆湘南道路の早期整備実現を図ること。

- (4) 物流路線、災害時の緊急輸送路、地域連携の機能を持つ広域幹線道路（浜松湖西豊橋道路）について早期整備促進を図ること。また、国道１号潮見バイパスについて、交通量の増加により発生している交通事故削減及び渋滞緩和対策を図ること。
- (5) 国道１５０号バイパス（南遠・榛南幹線）の未整備区間を早期に整備すること。
- (6) 国道１号バイパスは、大規模災害時の緊急輸送路等として位置づけられているものの、現在、慢性的な交通渋滞が発生し、住民生活や産業・経済活動に支障を来しているため、バイパスの全線４車線化を早期に整備すること。
- (7) 地域高規格道路御前崎奥大井連絡道路（国道４７３号バイパス）の未整備区間を早期に整備すること。
- (8) 空港アクセス道路は空港へのアクセスの向上だけでなく、広域的な連携を図るためのインフラ整備であるため、空港アクセス道路南原工区の全線開通に向け早期に整備すること。
- (9) 生活に密着した道路等の整備に安定的かつ十分な財源確保を図ること。
- (10) 道路橋梁整備の事業促進を図るため、国の防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策を十分に活用できるよう必要な予算措置を講じること。
- (11) 東海環状自動車道について、令和６年度の開通見通しが示されている大安～北勢間の１日も早い開通及び令和８年度全線開通見通しが示されている西回り区間（北勢ＩＣ～養老ＩＣ）の事業促進を図ること。また、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう新たな財源を創設するとともに、周辺道路ネットワークの整備を図ること。
- (12) 国道１号北勢バイパス等について、市道日永八郷線～国道４７７号バイパス間については、公表された開通見込みのとおりに着実に事業を推進すること。また、国道４７７バイパス～国道１号（四日市市采女町）間の事業促進を図るとともに、国道２３号鈴鹿四日市道路として国道１号（四日市市采女町）～中勢バイパス（鈴鹿市稲生町）間の事業促進を図ること。
- (13) 国道１号関バイパスの用地買収完了区間について、早期着手と全線事業化すること。
- (14) 名神名阪連絡道路は、北陸自動車道や伊勢自動車道、京奈和道路と一体となって日本海から太平洋に至る南北軸を形成することで広域交流が促進され、地域集積圏の形成や魅力あるまちづくりにつながるため、早期に事業着手すること。
- (15) 伊勢志摩連絡道路のうち、国道１６７号磯部バイパスについて、２０２５年に開催予定の日本国際博覧会（大阪・関西万博）を見据えた事業促進・早期完成を図ること。
- (16) 都市からのアクセス性の向上、観光や産業の交流・連携の拡大等による地域経済の振興はもとより医療施設等への広域的なアクセスの確保など救急医療体制の整備、大規模災害や複合災害時のダブルネットワークとなる紀伊半島一周高速道路（近畿自

動車道紀勢線）及び紀伊半島アンカールート（奈良中部熊野道路）の早期整備を図ること。

- (17) 地域経済への経済波及効果が大きい観光産業の活性化を図るとともに、広域的な交流や都市間連携を促進するため、平成25年度に廃止又は縮小された高速道路の割引制度を見直し、新たな割引制度を創設すること。

3. インフラの維持管理・更新に係る財政支援について

都市自治体が社会資本的的確な維持管理を行い、管理責任を果たすことができるよう、個別の施設計画に基づく道路メンテナンス事業等について、維持管理・更新費に係る所要額の財源を継続的に確保すること。

また、点検及び修繕に係る支援制度の充実を図るとともに、技術的支援を行うこと。

4. 港湾整備事業について

- (1) 御前崎港西埠頭地頭方地区における多目的国際ターミナルの機能向上やクルーズ船の誘致のため、第2バースの整備を図ること。
- (2) 重要港湾衣浦港周辺の重要物流道路及び緊急輸送道路の更なる強化は、県民の生活や経済活動に非常に重要であるため、重点的に予算を投入し整備を推進すること。
- (3) 三河港の物流機能を強化するため、三河港周辺道路（臨港道路東三河臨海線並びに名豊道路の全線開通及び4車線化など）や、第6次三河港港湾計画に基づく公共岸壁等の港湾施設の早期整備をすること。

5. 河川整備事業の推進及び支援について

- (1) 近年頻発化、激甚化する自然災害に鑑み、防災・減災対策が着実に実施できるよう必要な予算・財源を安定的・継続的に確保するため、令和6年度までとされている緊急浚渫推進事業債の期間を延長すること。
- (2) 増加する集中豪雨を踏まえ、自治体が管理する河川の整備に係る財政支援制度を創設すること。

6. 水道事業への支援について

水道水源開発等施設整備費国庫補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金については確実な財源の確保に努めるとともに、補助要件における資本単価の緩和又は撤廃、交付率の引上げなど制度の拡充を図ること。

7. 水道事業広域化に対する国庫補助制度採択基準の緩和について

水道事業広域化を推進するため、水道基盤強化に要する経費及び不要施設の撤去費など補助対象事業の拡充と、事業体数が2事業団体で対象となるよう採択基準を緩和すること。

8. 下水道事業への支援について

- (1) 住民の安全・安心な暮らしを持続するため、下水道事業における浸水・地震・老朽

化対策など国土強靱化に係る経費について、必要な財源確保を図ること。

- (2) 社会の基幹的インフラである下水道施設の長寿命化、耐震化や改築、更新などを計画的かつ持続的に遂行していくため、国庫補助制度を今後も堅持するとともに重点事業とし、十分な予算を確保し適切に配分すること。また、国が目標とする概成年以降も都市自治体が概成を迎えるまで、重点事業として国費支援を確実に継続すること。
- (3) 公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を、流域下水道事業と同様とすること。
- (4) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金における主要管渠の補助対象範囲に係る弾力条項要件を緩和するとともに、効果促進事業における末端管渠整備を再度制度化すること。
- (5) 下水汚泥の再生利用を継続的に実施していくためには、再生利用の運営に係る収支を改善し、下水道事業全般の安定的経営の確保が必要であるため、下水汚泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援を講じること。
- (6) 農業集落排水事業の施設について、最適化整備構想に基づく施設の統廃合及び公共下水道への編入に伴い不用となる施設に係る補助金返還義務を廃止すること。また、道路整備計画に伴う概成した施設の移設費用等に係る補助対象範囲を拡充すること。

9. 地域の実情に応じたまちづくりのための土地利用に関する制度設計について

地域の実情に応じたまちづくりを行うため、市街化調整区域内の既存建築物の有効活用など、新たな制度設計を検討すること。

10. 地方都市における市街地再開発事業の促進について

民間の市街地再開発事業を促進するため、補助率等の更なる拡充や市街地再開発組合に対する直接補助制度の創設など、地域の実情に即した財政支援措置を講じること。

11. 近鉄四日市駅周辺等整備について

- (1) 国直轄事業による近鉄四日市駅におけるバスターミナル（特定車両停留施設等）の整備及び事業費の確保を図ること。
- (2) 都市・地域交通戦略推進事業（個別補助金、交付金）、社会資本総合整備交付金（まちなかウォークアブル推進事業）等の事業費を確保すること。

12. 歴史まちづくり事業に係る支援の拡充について

歴史まちづくり事業に関しては「歴史的風致維持向上計画」の認定により利用できる支援制度は広がるが、地域の個性をより生かせるよう、地域の実情に即した柔軟性のある財政支援を行うこと。

13. 公共施設等適正管理推進事業債の拡充について

災害対応拠点としての庁舎の重要性が増す中、建替えには住民の合意形成に相当期間を要するため、市町村役場機能緊急保全事業を対象事業に復活するなど、公共用施設だけでなく、庁舎などの公用施設も長寿命化事業等の対象とするよう、耐震化未実

施等の対象要件の緩和及び地方財政措置を継続すること。

1 4．農振法・農地法における公共施設設置の規制緩和について

農振法・農地法について、公共施設の設置については事業の効率性及び迅速化を図るため農地転用の制限適用外とするなど、手続きの簡素化として規制緩和すること。

1 5．公園施設長寿命化対策支援事業の採択要件の緩和について

(1) 住民の交流の場や防災等の多面的な機能や役割を果たす都市公園について、適切に管理されている公園施設の改築及び都市公園ストックの機能や配置の再編事業において、補助対象となる面積要件を緩和すること。

(2) 都市公園事業について、2ha 未満の施設整備についても交付対象とするよう補助要件を緩和すること。

(3) 公園施設長寿命化対策支援事業について、長期のライフサイクルコスト削減やカーボンニュートラル達成に寄与する必要不可欠な改修について、採択要件を緩和すること。

1 6．地籍調査事業の推進について

地籍調査事業の推進において、公共事業や民間開発等の成果の積極的な活用には、個々の測量調査について地籍調査に即した精度が求められ費用増加が見込まれることから、地籍調査費補助金の更なる充実を図ること。また、国土調査法の規定に基づく指定を受けるための申請を地方公共団体等が事業者にならわって行うにあたり、申請に係る手順について効率的に実施できるよう、周知や情報共有等の支援を強化すること。

1 7．空き家対策の推進について

(1) 年々増加している空き家に係る対策を促進するため、空き家対策総合支援事業について特定空家等に対する行政代執行や略式代執行の除却費用に対する補助率の嵩上げなど財政支援の拡充を行うこと。

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条に必要な措置として列記される特定空家等の修繕、立木竹の伐採等に要する費用についても、財政支援措置を講じること。

(3) 空き家情報の行政への登録義務付けを法制化すること。また、空き家所有者と空き家から悪影響を受けている近隣住民の間で改善に向けて直接対応できるよう、空き家所有者等情報の現地への表示や、都市自治体が自治会等の外部へ提供できる制度を構築すること。

1 8．アスベスト含有建材の調査、撤去に関する財政支援制度の創設について

工事開始前のアスベスト含有調査に必要な資格取得支援、非飛散性アスベスト建材の撤去に要する費用に対する財政支援制度を創設すること。

1 9．リニア中央新幹線事業の推進及び機能整備への支援について

リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線早期開業を実現するため、財政投融资による支援等を継続して実施すること。また、ルートは災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良・大阪ルートとするとともに、事業主体に対し、名古屋・大阪間の2037年開業に向けた工事の早期着工のため、中間駅の概略位置を早期に決定し、公表するよう働きかけること。

20. 富士山静岡空港新幹線新駅設置について

首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結を国家的プロジェクトに値する重要課題として、富士山静岡空港新幹線新駅の設置が早期実現するよう、関係者に対し強く働きかけること。

21. 地域鉄道に対する支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化により、鉄道の利用者が大幅に減少している中、市民の交通手段として欠かせない地域鉄道の維持存続のための支援制度を早急に創設すること。
- (2) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、地域鉄道事業者が計画的に事業実施できるよう所要の財政措置を講じるとともに、補助率の嵩上げなど制度を拡充すること。
- (3) 自治体が関与する地域鉄道事業者への運営支援制度を創設すること。
- (4) 地域鉄道事業者支援に対して、都市自治体が行う維持管理費への支援も特別交付税措置の対象とするなど、財政支援措置を拡充すること。
- (5) 地域鉄道事業者が実施する運転免許証自主返納者支援事業に対する支援制度を創設すること。
- (6) 地域交通ネットワークの維持・存続のため、地域鉄道とともにネットワークを形成するバス事業者に対しても運営支援制度を創設すること。

22. 地域公共交通に対する支援について

公共交通機関の確保・維持のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源の確保及び地域内路線についても財政支援を行うこと。また、長期化する新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を鑑み、令和5年度以降も要件の緩和や交付上限額の引上げなど弾力的に対応すること。

23. 農林業の振興施策の充実強化について

- (1) 水田活用の直接支払交付金交付対象水田の見直しが行われた交付金の運用に当たっては、これまでの政策との整合性及び生産現場の現状や課題を十分に踏まえた上で制度の見直しを行うこと。
- (2) 産地交付金の配分額を令和2年度水準に近づけるとともに、計画的に転作に取り組めるように中期的な配分枠の担保が取れる制度とすること。
- (3) 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する経営発展支援事業について、就農初年度の

み対象となっているものを就農前年度も対象となるよう、対象期間の拡充を講じること。

- (4) 原木シイタケ等の特用林産物栽培については、カシノナガキクイムシを媒介にしたナラ枯れ等による生産物への被害が拡大していることから、早急に害虫の発生原因及び被害状況を把握し、防除対策を講じること。
- (5) わさび等の世界農業遺産認定地域における産業等の保全・継承に向けた支援に努めること。
- (6) 農業生産者のための燃油や電気価格・農業生産資材の高騰に応じる財政支援の拡充及び肥料等の安定供給のための施策を講じること。
- (7) 特用林産物栽培の生産者を対象とした燃料価格高騰に応じるセーフティネット構築事業の創設又は施設園芸等燃油価格高騰対策の対象を菌床椎茸等についても対象とするよう制度を拡充すること。
- (8) 局地的な豪雨等による被害の減少を図るため、住民生活には欠かせない道路などに面した森林計画区域外での森林整備に係る支援制度を創設すること。
- (9) 継続的な森林整備や木材生産活動を支援するため、地域住民が一体となって林地残材を搬出する取組において搬出された未利用材の買取制度を創設すること。
- (10) 畜産農家単独で実施する臭気対策施設の修繕等に必要な整備費用に対する補助制度を新設すること。

2 4. 農地の整備・保全について

- (1) 高速道路のインターチェンジ周辺における農業振興地域等の農地転用については、農業及び産業基盤整備の状況、交通利便性等を総合的に鑑み、地域の実情に即した効果的な土地利用が図れるよう規制を緩和すること。
- (2) 農業振興地域内農用地の農業施設整備について、地域農業の維持発展と地域の実情に応じた柔軟な運用が図られるよう、建築基準法の接道要件等の関連法制度の見直しを行うこと。
- (3) 国により整備され更新を迎えた土地改良施設等について、適正管理に関する調査及び大規模改修や統廃合等を行う都市自治体への財政支援制度を創設すること。
- (4) 農地の湛水防除を目的に整備された排水機場について、河川改修や都市型ポンプ場の整備などにより役割を終えた施設の撤去に係る財政支援制度を創設すること。

2 5. 明治用水頭首工の大規模漏水事故に伴う農業者への支援等について

- (1) 西三河地域の農業と農家を守るために、今回の漏水を起因とした損害に対する幅広い補償などを含めた総合的支援を行うとともに、農業用水の供給体制の強化、頭首工の機能復旧に向けた抜本的対策を講じること。

- (2) 今回の漏水事故の影響は、農業だけでなく工業、上水道、漁業などの用水利用者や地域住民など多方面に及んでいるため、全て一体としてとらえ、幅広い視点から支援策等を議論すること。

2 6．水産業の振興施策の充実強化について

全国的に広がりを見せている藻場消失を食い止めるための直接的な施策として藻場造成工事等を実施するとともに、水産多面的機能発揮対策事業を含めたソフト対策の拡充と継続的な支援を実施すること。

2 7．商店街共同施設の再整備について

商店街共同施設（アーケード等）の改修や撤去等の再整備に対する支援制度を創設すること。

2 8．新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等への支援について

- (1) アフターコロナ社会に向けて、地域経済の回復への反転攻勢を図るため、さらにきめ細かく丁寧な施策を展開すること。また、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を十分に確保すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症による売上減少に加え、原油価格高騰の影響を受け経営状況が悪化した中小企業等に対し、コロナの影響を受けた事業者等への事業復活支援金制度に原油価格高騰等の影響を受けた事業者を追加するよう制度を拡充し延長を講じるか又は原油価格等高騰分に対する支援制度を創設すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、地域経済の担い手である中小企業者が事業継続を行うためには、自らの売上げにより経営を回復させる必要がある。そのため、宿泊業や土産物店等の観光事業者のための需要喚起策、飲食業やサービス業等を支援するための消費喚起策を実施すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けている観光需要を取り戻し、観光産業の回復を図るため、継続的かつ感染状況に応じた弾力的な財政支援策を講じること。
- (5) 地域生活に必要な不可欠である小規模事業者が事業継続できるよう助成制度を継続するとともに、きめ細かい支援制度の充実を図ること。
- (6) 政府系金融機関における実質無利子・無担保融資を継続し、新規融資や借換えへの迅速な対応、既往債務の返済猶予などの条件変更に対して柔軟に対応すること。また、金融機関等に対して、事業者の経営状況が安定するまで新型コロナウイルス感染症関連融資の元金返済を猶予する据置期間の延長措置及び返済猶予に関する相談環境の整備を行うよう働きかけること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により離職した労働者が、速やかに再就労できる

よう継続的な支援策を講じること。

29. シルバー人材センターへのインボイス制度適用除外特例措置の創設について

インボイス制度の適用に特例措置が講じられる団体の例も見られることから、シルバー人材センターについても、インボイス制度の適用除外とする特例措置を講じること。

30. 亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

- (1) 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。
- (2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画すること。

31. 脱炭素化に向けた取組への支援について

- (1) 地域脱炭素に向けた再エネ導入の目標設定や計画策定などを確実に実施できるよう、補助事業費総額の増額など必要な財政支援の拡充をすること。
- (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、ZEB化や新技術の導入だけでなく、既存施設の省エネ・再エネ設備を導入する都市自治体の施策に対し、交付金の拡充及び補助要件の緩和等の財政支援を行うこと。
- (3) 社会全体で脱炭素化を進めるため、企業・事業所及び公共施設の温室効果ガス削減に対する地域の実情に応じた取組を実施していくに当たり、国の脱炭素化に向けた補助制度について、補助率や補助上限額の引上げを行うとともに、継続的かつ一層の財政支援及び技術的支援をすること。
- (4) 地球温暖化防止や温室効果ガス削減等について、国民の関心が高まるよう各種メディアを駆使した政府広報の頻度を増やすこと。
- (5) 住宅用太陽光発電設備及び蓄電池への補助制度が、設備設置の実情に合った制度となるよう、交付要件を緩和すること。
- (6) 太陽光発電設備の架台下を自動車車庫として有効活用する場合については、建築基準法上の定義も含めて建築物として扱わないことができるよう、条件緩和について検討すること。

32. 一般廃棄物処理施設の広域化促進について

一般廃棄物処理施設の整備に係る国の財政支援では、人口5万人以上又は面積400㎢以上などの条件があるため、一般廃棄物処理施設の広域化促進を県主導で進めるよう法改正を行うこと。

33. プラスチック資源循環の促進支援について

- (1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことに伴い処理施設の改修が必要となる中、都市自治体の実情に応じた施設の再資源化に対応する改

修を円滑に進めていくため、財政支援制度を創設するとともに技術的支援を行うこと。

- (2) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行にあたり、拡大生産者責任を明確化し事業者にも応分の負担を義務付けるとともに、一括回収における都市自治体の負担を軽減するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。

3 4．不法投棄防止対策について

違法な建設発生土の大量搬入や盛土造成と称した不法投棄の防止対策として、「廃棄物混じりの土砂」と「建設発生土」の処分方法について取扱基準を明確化すること。

3 5．災害廃棄物の処理支援について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入れに伴う最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度の測定については、本来国の責務であるため、引き続き必要な財源措置を講じること。

3 6．生活循環整備に係る支援制度について

- (1) 循環型社会形成推進交付金の交付対象事業に有機性廃棄物リサイクル推進施設の建て替えに伴う旧施設の解体事業を加えるよう、交付対象経費を拡充すること。
- (2) 循環型社会形成推進交付金について、施設の設置主体や規模にかかわらず補助対象とするとともに、災害復旧に限定することなく、既存施設における浸水や停電等の災害対策事業や老朽化による更新についても補助対象とすること。
- (3) 浄化槽設置整備事業について、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置要件を緩和するとともに、団地の大型浄化槽利用区域に居住する者や、合併浄化槽の更新に対しても補助対象とするなど制度を拡充すること。
- (4) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業について、現行の補助対象である機械設備等の改修に加え、管渠も補助対象とするよう、制度を拡充すること。

3 7．公衆浴場事業者の経営安定化対策について

公衆浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設であり、住民の健康の増進等に重要な役割を担っていることを踏まえ、公衆浴場事業者の経営安定化のための支援制度を創設すること。

3 8．火葬場整備事業に対する財政支援制度の創設について

地方公共団体の火葬場の新設及び既存施設の拡充に対する財政支援制度として火葬場整備事業費補助金制度を創設すること。

教育・文化施策の充実強化について

(東 海)

少子化等の進行により教育行政を取り巻く環境は大きく変わってきており、次代を担う子どもたちが健全に成長していくためには、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

- (1) 教員の働き方改革を促進するため、基礎定数の更なる改善を図り、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。
- (2) 今後も、専門性の高い教科指導を行うとともに、教員の働き方改革を進めるという趣旨に則り、小学校高学年における専科指導教員の配置の継続と拡充を行うこと。
- (3) 小学校外国語（英語）科の実施に合わせ、英語を母国語とする指導助手（ALT）を、県費負担職員として配置できる制度を創設すること。

2. 児童生徒への支援の充実について

- (1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、1学級8人の学級編制標準を段階的に5人程度に引き下げること。また、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。
- (2) 特別な支援を必要とする児童・生徒の増加に対し、教員、学校看護師、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、人的及び財政的支援の充実を図ること。
- (3) 特別な支援を必要とする児童生徒支援のための人的配置については、地方交付税措置がなされてはいるものの、普通学級に在籍する支援を要する子どもたちの増加、また、多様化する支援内容に対応するためにも、更なる財政支援を講じること。
- (4) 切れ目のない支援の実現に向けて医療的ケア及び重度肢体不自由の子どもが地域の学校に就学するに当たり、医療的ケアを行う看護師の配置や必要となる学習支援機器等導入などに、十分な財政支援を講じるとともに、放課後児童クラブにおける支援体制の整備について省庁間の連携を図り、同一の基準に基づく支援となるよう調整すること。

3. 外国人児童生徒への支援の充実について

- (1) 増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒を対象にした初期指導教室の設置運営に当たり、事業に対する財政支援の継続及び拡充を図ること。
- (2) 外国人児童生徒に対応する加配教員については、特別な教育課程を編成している学校以外でも配置できるよう国が責任を持って対応するとともに、都市自治体が行う外国人指導助手（ＡＬＴ）や支援員の配置に対して人的及び財政的支援を行うとともに、ＪＥＴプログラムを活用する際はＪＥＴ－ＡＬＴの研修プログラムを用意する等、ＡＬＴ育成の支援を行うこと。
- (3) 日本語指導が必要な外国人児童生徒教育のため、日本語指導及び通訳業務のための人的配置を充実すること。

4. いじめ防止対策について

- (1) いじめ問題への未然防止及び早期対応のためのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保、いじめ問題対策連絡協議会や再調査等に対応できる専門家（弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士等）の確保について、財政措置を講じること。
- (2) ネットパトロール及び情報モラル講座等、ネットトラブル未然防止のための講座開催に係る財政支援制度を創設すること。

5. G I G Aスクール構想に関する支援について

- (1) G I G Aスクール構想により構築された小・中学校の児童生徒への１人１台端末及び高速大容量の通信ネットワークに係る端末の追加や機器の更新について、地方負担のないよう国の責任において必要な財政措置を講じること。また、端末や機器等の保守、学習系ネットワークの通信費、各種維持管理費について、継続的な財政支援制度を創設すること。さらに、通信事業者に対し、月額通信料を減額するための料金体系を整備するよう働きかけること。
- (2) 学級数の変動やＩＣＴを活用した学習の拡大等によるＳＩＮＥＴ活用等の学習系ネットワークの追加整備や通信環境改善について、補助制度の延長及び遡及適用など、十分な財政支援を講じること。
- (3) 学習者用デジタル教科書の無償給与及び指導者用デジタル教科書購入への財政支援を講じること。
- (4) 学習・管理ソフトウェア、機器のサポート等のランニングコストに対する財政支援を講じること。
- (5) 自治体や保護者が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等の導入に対する財政支援を講じること。
- (6) ＩＣＴ支援員やＩＣＴ活用教育アドバイザー等のＩＣＴ教育人材の小・中学校等への配置を拡充するとともに、費用については地方交付税による財政措置ではなく、補助金として財政措置を講じるなど支援を強化すること。

- (7) ICTを活用した質の高い教育を継続できるよう、予算の見通しを早期に提示すること。

6. 学校給食に関する制度の見直しについて

- (1) 給食費は、学校給食法に基づき食材費相当分を保護者の負担とすることが規定されている一方、実質的に無償化を実施している都市自治体が見受けられ、自治体間競争に発展している状況にあるため、都市自治体の財政力等による地域間格差が生じないように、義務教育における学校給食の無償化を含め国による統一的な基準を制定すること。
- (2) 学校給食の円滑な実施のための「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」に対し、臨時交付金等による支援を令和5年度以降も継続すること。
- (3) 学校給食では、食育の推進やアレルギー疾患のある児童生徒に対する除去食の提供及び献立作成の助言等、専門知識に基づいた対応が不可欠であり、栄養教諭や学校栄養職員が担うべき職務は質・量ともに増大しているため、配置基準を見直すこと。

7. 学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

- (1) 公立学校施設の老朽化対策や長寿命化対策、空調設備整備、トイレ改修、エレベーター設置等のバリアフリー化など各種環境改善について、公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金等の補助単価の引上げ、補助率の嵩上げ、補助メニューの拡張、補助要件の緩和など財政支援を拡充するとともに、当初予算での財源を確保すること。
- (2) 教育環境の改善のため、空調設備整備及び学校トイレ洋式化を推進し、短期間で事業を完了する必要があることから、学校施設環境改善交付金の優先採択を行うこと。
- (3) 学校給食に係る施設整備について、計画的な更新の促進を図るため、設備の更新に対する補助制度を創設するとともに、老朽化に伴う施設改修や増築を伴わない改修についても補助対象となるよう要件を拡充すること。
- (4) 「大規模改造(老朽)」の継続、さらには、屋上防水・外壁・内装それぞれ単体での改修も対象となる補助メニューを創設すること。
- (5) 「学校共同事務室」の設置に伴う備品・消耗品の整備について財政支援を講じること。
- (6) 公立学校の適正規模・適正配置が求められる中、統合校の建設に当たり現行の補助制度・補助割合では、用地取得費に係る補助金が無く、津波浸水想定区域外への高台移転、校舎等の嵩上げに対する補助については申請要件が厳しいため、事業推進が困難となっていることから、補助制度の要件緩和、新設を含めた制度の早急な見直しにより、財政支援を拡充すること。

8. 安全・安心な教育環境の確保及び災害時における避難所としての機能強化について

小・中学校の体育館における空調設備に係る学校施設環境改善交付金について、十

分な財政措置を講じること。また、空調設備整備を計画的に推進できるよう学校施設環境改善交付金の複数年の事業決定と事業の対象範囲及び充当金額を拡充すること。

9. 教育支援体制整備事業費補助金について

教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）の学力向上を目的とした学校教育活動の支援事業について、応募段階で示された補助要件に適う確実な予算額の確保と補助金の執行をすること。

10. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡大について

すべての小・中学校に、国・県費で公認心理師又は臨床心理士をスクールカウンセラーとして派遣するとともに、配置時間や日数を拡大すること。また、スクールソーシャルワーカーの中学校区への配置について、配置校数及び配置時間数を拡充すること。

11. スクールバス導入について

遠距離通学児童生徒の安全・安心な通学手段の確保するため、スクールバスの購入経費や運行経費について国が負担するスクールバス制度を創設すること。

12. 幼稚園教諭宿舎借上げ支援について

幼稚園型一時預かり事業等を実施するなど、待機児童解消の役割を担う幼稚園における教諭確保対策として、「保育士宿舎借上げ支援事業」と同様に、幼稚園事業者が幼稚園教諭用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する事業を創設すること。

13. 補欠の教育長の任期について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項ただし書に定める補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の削除又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は補欠に当たらないとする柔軟な解釈をすることができるようにすること。

14. 国登録有形文化財（建造物）の維持管理等に係る国庫補助制度の創設について

個人所有の登録有形文化財は維持管理や修理に対する補助制度が無く、維持修繕の資金が捻出できず、登録を解除せざるを得ない状況が発生していることから、登録有形文化財の個人所有者に対する国庫補助制度を創設すること。